議案第62号

備前市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例の制定について

備前市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月8日提出

備前市長　吉　村　武　司

備前市条例第　号

備前市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例

備前市の組織及びその任務に関する条例(平成19年備前市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

(1)　市長公室
(2)　総合政策部
(3)　総務部
(4)　財務部
(5)　市民生活部
(6)　保健福祉部
(7)　文化観光部
(8)　産業部
(9)　建設部
(10)　総合支所部

第3条の表を次のように改める。

市長公室

市長及び副市長の秘書業務を行うとともに、庁議等に関する横断的な連絡調整を担い、円滑な市政運営を推進する。

総合政策部

(1)　総合計画等の主要な計画の策定並びに政策の企画及び立案を行い、的確な政策を推進する。

(2)　時代にふさわしい広域連携を推進する。

(3)　本市教育の課題、目指す姿等を、関係部署と共有し、同じ方向性のもと連携する。

(4)　国際交流を促進し、グローバルな視野を持った人材を育成する。

(5)　ふるさと納税制度の推進及び本市の魅力の積極的な発信により、応援者・企業の増加を図る。

(6)　広聴広報活動を充実し、開かれた市政を推進する。

(7)　市民の目線に立った行政評価による行財政改革を推進する。

(8)　デジタル社会時代において持続可能な行政サービスの提供を可能とする電子自治体の構築推進を図る。

(9)　行政事務の情報化を進め、行政サービスの向上及び効率化を推進する。

(10)　特に重要な施策等を全庁横断的に推進する。

総務部

(1)　適正な文書管理を通じて情報公開を推進し、市政に対する市民の理解を深め、開かれた市政を目指す。

(2)　職員の政策形成能力の向上及び職場の活性化を推進し、充実した行政サービスを提供できる実行力及び意欲のある人材を確保及び育成する。

(3)　災害発生時等における市民及び地域の安全の確保を図る。

(4)　危機管理意識の高揚及び地域の自主防災体制の強化を図り、災害に強い人づくりを促進する。

(5)　交通安全、防犯対策その他の市民の安全・安心のまちづくりを推進する。

財務部

(1)　健全かつ計画的な財政運営を確保し、安定した財政基盤を確立する。

(2)　市有財産を適正に管理し、有効な活用を推進する。

(3)　入札及び契約制度の適正な運用を推進し、設計検査及び工事検査を通じた請負契約等の適正な履行を確保する。

(4)　適正かつ公平な市税等の賦課徴収により、収入の確保及び財政運営の安定化を推進する。

市民生活部

(1)　戸籍、住民登録等の窓口サービスを充実し、市民に身近な行政を推進する。

(2)　市民活動への支援を行い、行政と市民との協働事業を推進する。

(3)　全ての人の人権が尊重される明るく住みよい社会を実現する。
(4)　性別にとらわれず個性及び能力を発揮できる社会づくりを推進する。
(5)　市民のニーズに応じた効率的で効果的な交通体系づくりを推進し、交通環境の整備充実を図る。
(6)　ごみの減量及び資源化の促進その他総合的な廃棄物対策を行い、資源循環型社会の構築を推進する。
(7)　環境監視体制を充実し、公害発生源への指導、大気及び水環境の保全、啓発等を行うことにより、環境汚染を防止し自然環境の保全を推進する。
(8)　省資源及び省エネルギー対策の推進並びに新エネルギーの利用促進により、環境負荷の少ない社会の形成を推進する。

保健福祉部

(1)　各世代がいきいきと暮らすことができる地域社会の実現に向け、市民福祉の充実を推進する。
(2)　健康の保持及び増進のためのサービス提供並びに健康に対する意識の啓発を進めることにより、市民の健康管理及び健康増進を支援する。
(3)　県及び関係機関と連携して感染症対策を推進する。
(4)　国民健康保険事業の財政運営の安定化に努め、適正な医療保険を推進する。
(5)　高齢者等に対する医療費の適正な給付及び助成を推進する。
(6)　高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を推進する。
(7)　高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険サービスを推進する。
(8)　医療・福祉・介護サービスの一体的な提供体制の構築を推進する。
(9)　障がい者(児)に対する相談、訓練、日常生活の支援等を行い、障がい者(児)福祉を推進する。
(10)　生活保護者及び低所得者への支援により、生活自立の援助を推進する。
(11)　子育ての包括的な支援の充実等により、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを推進する。

文化観光部

(1)　自然環境、文化、歴史等の地域資源を活用し、観光交流人口の拡大及び滞在型観光を推進する。
(2)　備前焼の技術と伝統を次世代に伝えていくため、備前焼の魅力を国内外に向けて発信する。

産業部

(1)　農業経営の安定化のため、農業生産基盤の整備及び農地の高度利用、流動化等を促進し、生産性の高い農業を推進する。
(2)　計画的な森林整備を進め、健全な森林資源の維持増進を図る。
(3)　水産経営の安定化のため、栽培漁業及び養殖漁業の振興並びに担い手の確保及び育成を図るとともに、漁港及び漁場の整備を推進する。
(4)　市を代表する個別ブランドの確立や新たなブランドの掘り起こしを推進する。
(5)　魅力ある商店街の形成及び経営の近代化を推進し、商業の振興を推進する。
(6)　地場産業をはじめとする市内立地企業の振興に向けた支援、新たな企業誘致、新規産業の創出、起業のための環境整備等を推進し、地域産業の活性化を推進する。
(7)　就業機会の拡大及び勤労者への支援により、雇用の安定及び勤労者福祉を推進する。
(8)　公営住宅の整備及び充実並びに市民ニーズに応じた宅地の供給を図り、住宅環境の整備を推進する。
(9)　地域の特性を生かした有効な土地利用並びに社会経済情勢及び市民意識を反映させた都市計画事業を推進する。
(10)　自然を生かした身近な公園、緑地等の整備を推進する。
(11)　将来も持続可能で活力あるまちを目指し、人口増加・定住対策を図る。
(12)　市が保有する公共施設を総合的に把握し、活用・再編を計画的に推進することで地域振興を図る。

建設部

(1)　道路、橋りょう、河川及びため池の整備等を行い、安全で利便性の高いまちづくりを推進する。
(2)　安全かつ安心で安定した給水を確保する。
(3)　公共下水道等の汚水処理施設を計画的に整備し、快適な生活環境の確保及び公共用水域の水質保全を図るとともに、浸水対策を推進する。

総合支所部

身近な行政サービス及び市政全般に係る一次的な業務を行い、地域に密着した持続可能な行政の推進を図る。

附　則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

議案第62号参考資料

備前市の組織及びその任務に関する条例新旧対照表

改　正　案	現　行
（組織） 第2条　政策を推進するための組織として、次の室及び部を設置する。 (1)　市長公室 (2)　総合政策部 (3)　総務部 (4)　財務部 (5)　市民生活部 (6)　保健福祉部 (7)　文化観光部 (8)　産業部 (9)　建設部 (10)　総合支所部	（組織） 第2条　政策を推進するための組織として、次の室及び部を設置する。 (1)　市長公室 (2)　総務部 (3)　市民生活部 (4)　保健福祉部 (5)　産業部 (6)　建設部
（任務） 第3条　室及び部の任務は、次のとおりとし、相互の連携により、一体となって的確に任務を遂行するものとする。 市長公室 市長及び副市長の秘書業務を行うとともに、庁議等に関する横断的な連絡調整を担い、円滑な市政運営を推進する。	（任務） 第3条　室及び部の任務は、次のとおりとし、相互の連携により、一体となって的確に任務を遂行するものとする。 市長公室 (1)　市長及び副市長の秘書業務を行うとともに、庁議等に関する横断的な連絡調整を担い、円滑な市政運営を推進する。 (2)　広聴広報活動を充実し、開かれた市政を推進する。 (3)　総合計画等の主要な計画の策定並びに政策の企画及び立案を行

総合政策部 (1)　総合計画等の主要な計画の策定並びに政策の企画及び立案を行い、的確な政策を推進する。 (2)　時代にふさわしい広域連携を推進する。 (3)　本市教育の課題、目指す姿等を、関係部署と共有し、同じ方向性のもと連携する。 (4)　国際交流を促進し、グローバルな視野を持った人材を育成する。 (5)　ふるさと納税制度の推進及び本市の魅力の積極的な発信により、応援者・企業の増加を図る。 (6)　広聴広報活動を充実し、開かれた市政を推進する。	い、的確な政策を推進する。 (4)　時代にふさわしい広域連携を推進する。 (5)　本市教育の課題、目指す姿等を、関係部署と共有し、同じ方向性のもと連携する。 (6)　国際交流を促進し、グローバルな視野を持った人材を育成する。 (7)　ふるさと納税制度を通じ、本市の魅力を積極的に発信し、応援者・企業の増加を図る。 (8)　災害発生時等における市民及び地域の安全の確保を図る。 (9)　危機管理意識の高揚及び地域の自主防災体制の強化を図り、災害に強い人づくりを促進する。 (10)　交通安全、防犯対策その他の市民の安全・安心のまちづくりを推進する。

(7)　市民の目線に立った行政評価による行財政改革を推進する。 (8)　デジタル社会時代において持続可能な行政サービスの提供を可能とする電子自治体の構築推進を図る。 (9)　行政事務の情報化を進め、行政サービスの向上及び効率化を推進する。 (10)　特に重要な施策等を全庁横断的に推進する。	
総務部 (1)　適正な文書管理を通じて情報公開を推進し、市政に対する市民の理解を深め、開かれた市政を目指す。 (2)　職員の政策形成能力の向上及び職場の活性化を推進し、充実した行政サービスを提供できる実行力及び意欲のある人材を確保及び育成する。 (3)　災害発生時等における市民及び地域の安全の確保を図る。 (4)　危機管理意識の高揚及び地域の自主防災体制の強化を図り、災害に強い人づくりを促進する。 (5)　交通安全、防犯対策その他の市民の安全・安心のまちづくりを推進する。	総務部 (1)　適正な文書管理を通じて情報公開を推進し、市政に対する市民の理解を深め、開かれた市政を目指す。 (2)　職員の政策形成能力の向上及び職場の活性化を推進し、充実した行政サービスを提供できる実行力及び意欲のある人材を確保及び育成する。 (3)　健全かつ計画的な財政運営を確保し、安定した財政基盤を確立する。 (4)　市民の目線に立った行政評価による行財政改革を推進する。 (5)　行政事務の情報化を進め、行政サービスの向上及び効率化を推進する。 (6)　市有財産を適正に管理し、有効な活用を推進する。 (7)　入札及び契約制度の適正な運用を推進し、設計検査及び工事検査を通じた請負契約等の適正な履行を確保する。 (8)　市が保有する公共施設を総合的に把握し、財政運営と連動させながら活用・再編を図る。

	(9)　適正かつ公平な市税等の賦課徴収により、収入の確保及び財政運営の安定化を推進する。
財務部 (1)　健全かつ計画的な財政運営を確保し、安定した財政基盤を確立する。 (2)　市有財産を適正に管理し、有効な活用を推進する。 (3)　入札及び契約制度の適正な運用を推進し、設計検査及び工事検査を通じた請負契約等の適正な履行を確保する。 (4)　適正かつ公平な市税等の賦課徴収により、収入の確保及び財政運営の安定化を推進する。	
市民生活部 (1)　戸籍、住民登録等の窓口サービスを充実し、市民に身近な行政を推進する。 (2)　市民活動への支援を行い、行政と市民との協働事業を推進する。 (3)　全ての人の人権が尊重される明るく住みよい社会を実現する。 (4)　性別にとらわれず個性及び能力を発揮できる社会づくりを推進する。 (5)　市民のニーズに応じた効率的で効果的な交通体系づくりを推進し、交通環境の整備充実を図る。 (6)　ごみの減量及び資源化の促進その他総合的な廃棄物対策を行い、資源循環型社会の構築を推進する。 (7)　環境監視体制を充実し、公害発生源への指導、大気及び水環境の	市民生活部 (1)　戸籍、住民登録等の窓口サービスを充実し、市民に身近な行政を推進する。 (2)　市民活動への支援を行い、行政と市民との協働事業を推進する。 (3)　すべての人の人権が尊重される明るく住みよい社会を実現する。 (4)　男女が性別にとらわれず個性及び能力を発揮できる社会づくりを推進する。 (5)　市民のニーズに応じた効率的で効果的な交通体系づくりを推進し、交通環境の整備充実を図る。 (6)　ごみの減量及び資源化の促進その他総合的な廃棄物対策を行い、資源循環型社会の構築を推進する。 (7)　環境監視体制を充実し、公害発生源への指導、大気及び水環境の

保全、啓発等を行うことにより、環境汚染を防止し自然環境の保全を推進する。	保全、啓発等を行うことにより、環境汚染を防止し自然環境の保全を推進する。
(8)　省資源及び省エネルギー対策の推進並びに新エネルギーの利用促進により、環境負荷の少ない社会の形成を推進する。	(8)　省資源及び省エネルギー対策の推進並びに新エネルギーの利用促進により、環境負荷の少ない社会の形成を推進する。
保健福祉部	保健福祉部
(1)　各世代がいきいきと暮らすことができる地域社会の実現に向け、市民福祉の充実を推進する。	(1)　各世代がいきいきと暮らすことができる地域社会の実現に向け、市民福祉の充実を推進する。
(2)　健康の保持及び増進のためのサービス提供並びに健康に対する意識の啓発を進めることにより、市民の健康管理及び健康増進を支援する。	(2)　健康の保持及び増進のためのサービス提供並びに健康に対する意識の啓発を進めることにより、市民の健康管理及び健康増進を支援する。
(3)　県及び関係機関と連携して感染症対策を推進する。	(3)　国民健康保険事業の財政運営の安定化に努め、適正な医療保険を推進する。
(4)　国民健康保険事業の財政運営の安定化に努め、適正な医療保険を推進する。	(4)　高齢者等に対する医療費の適正な給付及び助成を推進する。
(5)　高齢者等に対する医療費の適正な給付及び助成を推進する。	(5)　子育ての包括的な支援の充実等により、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを推進する。
(6)　高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を推進する。	(6)　高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を推進する。
(7)　高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険サービスを推進する。	(7)　高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険サービスを推進する。
(8)　医療・福祉・介護サービスの一体的な提供体制の構築を推進する。	(8)　医療・福祉・介護サービスの一体的な提供体制の構築を推進する。
(9)　障がい者(児)に対する相談、訓練、日常生活の支援等を行い、障	

がい者(児)福祉を推進する。 (10)　生活保護者及び低所得者への支援により、生活自立の援助を推進する。 (11)　子育ての包括的な支援の充実等により、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを推進する。	(9)　障がい者(児)に対する相談、訓練、日常生活の支援等を行い、障がい者(児)福祉を推進する。 (10)　生活保護者及び低所得者への支援により、生活自立の援助を推進する。 (11)　高齢者が健康で生きがいをもって生活できる地域社会づくりを推進する。
文化観光部 (1)　自然環境、文化、歴史等の地域資源を活用し、観光交流人口の拡大及び滞在型観光を推進する。 (2)　備前焼の技術と伝統を次世代に伝えていくため、備前焼の魅力を国内外に向けて発信する。	
産業部 (1)　農業経営の安定化のため、農業生産基盤の整備及び農地の高度利用、流動化等を促進し、生産性の高い農業を推進する。 (2)　計画的な森林整備を進め、健全な森林資源の維持増進を図る。 (3)　水産経営の安定化のため、栽培漁業及び養殖漁業の振興並びに担い手の確保及び育成を図るとともに、漁港及び漁場の整備を推進する。 (4)　市を代表する個別ブランドの確立や新たなブランドの掘り起こしを推進する。 (5)　魅力ある商店街の形成及び経営の近代化を推進し、商業の振興を推進する。	産業部 (1)　農業経営の安定化のため、農業生産基盤の整備及び農地の高度利用、流動化等を促進し、生産性の高い農業を推進する。 (2)　計画的な森林整備を進め、健全な森林資源の維持増進を図る。 (3)　水産経営の安定化のため、栽培漁業及び養殖漁業の振興並びに担い手の確保及び育成を図るとともに、漁港及び漁場の整備を推進する。 (4)　市を代表する個別ブランドの確立や新たなブランドの掘り起こしを推進する。 (5)　魅力ある商店街の形成及び経営の近代化を推進し、商業の振興を推進する。

(6)　地場産業をはじめとする市内立地企業の振興に向けた支援、新たな企業誘致、新規産業の創出、起業のための環境整備等を推進し、地域産業の活性化を推進する。	(6)　地場産業をはじめとする市内立地企業の振興に向けた支援、新たな企業誘致、新規産業の創出、起業のための環境整備等を推進し、地域産業の活性化を推進する。
(7)　就業機会の拡大及び勤労者への支援により、雇用の安定及び勤労者福祉を推進する。	(7)　就業機会の拡大及び勤労者への支援により、雇用の安定及び勤労者福祉を推進する。
(8)　公営住宅の整備及び充実並びに市民ニーズに応じた宅地の供給を図り、住宅環境の整備を推進する。	(8)　自然環境、文化、歴史等の地域資源を活用し、観光交流人口の拡大及び滞在型観光を推進する。
(9)　地域の特性を生かした有効な土地利用並びに社会経済情勢及び市民意識を反映させた都市計画事業を推進する。	(9)　備前焼の技術と伝統を次世代に伝えていくため、備前焼の魅力を国内外に向けて発信する。
(10)　自然を生かした身近な公園、緑地等の整備を推進する。	(10)　公営住宅の整備及び充実並びに市民ニーズに応じた宅地の供給を図り、住宅環境の整備を推進する。
(11)　将来も持続可能で活力あるまちを目指し、人口増加・定住対策を図る。	(11)　地域の特性を生かした有効な土地利用並びに社会経済情勢及び市民意識を反映させた都市計画事業を推進する。
(12)　市が保有する公共施設を総合的に把握し、活用・再編を計画的に推進することで地域振興を図る。	(12)　自然を生かした身近な公園、緑地等の整備を推進する。
	(13)　将来も持続可能で活力あるまちを目指し、人口増加・定住対策を図る。
建設部	建設部
(1)　道路、橋りょう、河川及びため池の整備等を行い、安全で利便性の高いまちづくりを推進する。	(1)　道路、橋りょう、河川及びため池の整備等を行い、安全で利便性の高いまちづくりを推進する。
(2)　安全かつ安心で安定した給水を確保する。	(2)　安全かつ安心で安定した給水を確保する。
(3)　公共下水道等の汚水処理施設を計画的に整備し、快適な生活環境の確保及び公共用水域の水質保全を図るとともに、浸水対策を推進	(3)　公共下水道等の汚水処理施設を計画的に整備し、快適な生活環境の確保及び公共用水域の水質保全を図るとともに、浸水対策を推進

する。 総合支所部 身近な行政サービス及び市政全般に係る一次的な業務を行い、地域に密着した持続可能な行政の推進を図る。	する。

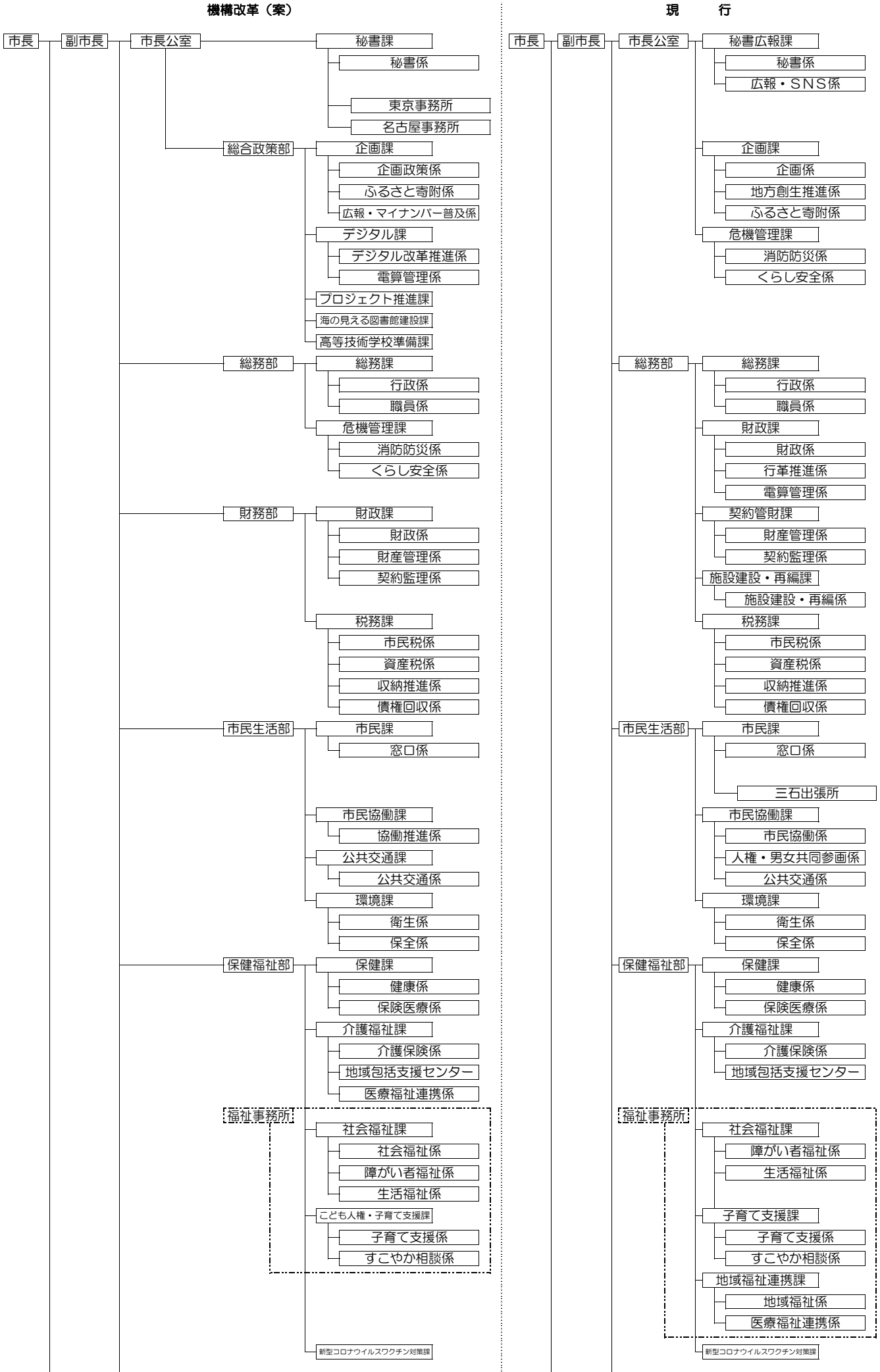
機構改革（案）
市長
副市長
市長公室
秘書課
秘書係
東京事務所
名古屋事務所
総合政策部
企画課
企画政策係
ふるさと寄附係
広報・マイナンバー普及係
デジタル課
デジタル改革推進係
電算管理係
プロジェクト推進課
海の見える図書館建設課
高等技術学校準備課
総務部
総務課
行政係
職員係
危機管理課
消防防災係
くらし安全係
財務部
財政課
財政係
財産管理係
契約監理係
税務課
市民税係
資産税係
収納推進係
債権回収係
市民生活部
市民課
窓口係
市民協働課
協働推進係
公共交通課
公共交通係
環境課
衛生係
保全係
保健福祉部
保健課
健康係
保険医療係
介護福祉課
介護保険係
地域包括支援センター
医療福祉連携係
福祉事務所
社会福祉課
社会福祉係
障がい者福祉係
生活福祉係
こども人権・子育て支援課
子育て支援係
すこやか相談係
新型コロナウイルスワクチン対策課
現　　行
市長
副市長
市長公室
秘書広報課
秘書係
広報・SNS係
企画課
企画係
地方創生推進係
ふるさと寄附係
危機管理課
消防防災係
くらし安全係
総務部
総務課
行政係
職員係
財政課
財政係
行革推進係
電算管理係
契約管財課
財産管理係
契約監理係
施設建設・再編課
施設建設・再編係
税務課
市民税係
資産税係
収納推進係
債権回収係
市民生活部
市民課
窓口係
三石出張所
市民協働課
市民協働係
人権・男女共同参画係
公共交通係
環境課
衛生係
保全係
保健福祉部
保健課
健康係
保険医療係
介護福祉課
介護保険係
地域包括支援センター
福祉事務所
社会福祉課
障がい者福祉係
生活福祉係
子育て支援課
子育て支援係
すこやか相談係
地域福祉連携課
地域福祉係
医療福祉連携係
新型コロナウイルスワクチン対策課

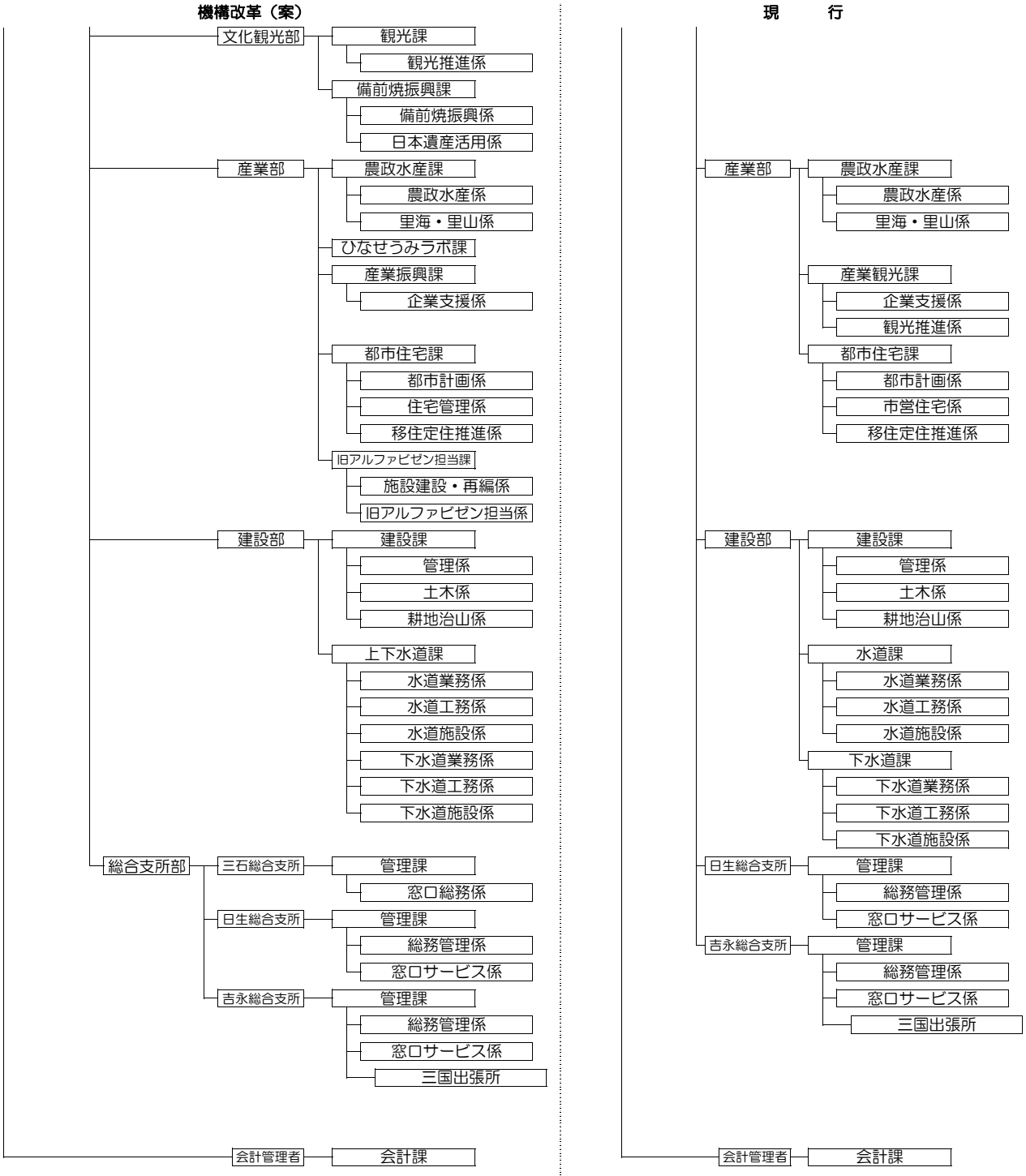
機構改革（案）
文化観光部
観光課
観光推進係
備前焼振興課
備前焼振興係
日本遺産活用係
産業部
農政水産課
農政水産係
里海・里山係
ひなせうみラボ課
産業振興課
企業支援係
都市住宅課
都市計画係
住宅管理係
移住定住推進係
旧アルファビゼン担当課
施設建設・再編係
旧アルファビゼン担当係
建設部
建設課
管理係
土木係
耕地治山係
上下水道課
水道業務係
水道工務係
水道施設係
下水道業務係
下水道工務係
下水道施設係
総合支所部
三石総合支所
管理課
窓口総務係
日生総合支所
管理課
総務管理係
窓口サービス係
吉永総合支所
管理課
総務管理係
窓口サービス係
三国出張所
会計管理者
会計課
現　　行
産業部
農政水産課
農政水産係
里海・里山係
産業観光課
企業支援係
観光推進係
都市住宅課
都市計画係
市営住宅係
移住定住推進係
建設部
建設課
管理係
土木係
耕地治山係
水道課
水道業務係
水道工務係
水道施設係
下水道課
下水道業務係
下水道工務係
下水道施設係
日生総合支所
管理課
総務管理係
窓口サービス係
吉永総合支所
管理課
総務管理係
窓口サービス係
三国出張所
会計管理者
会計課